



令和 2 年 10 月 20 日

一般社団法人 日本建設業連合会
御担当者様

内閣府地方創生推進事務局

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の周知について（依頼）

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府においては、昨年 12 月に策定された第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の動きを更に加速していくため取組を進めているところです。

様々な支援策の中でも、当事務局が所管する「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」は、地方に新たな民間資金の流れを生み出すため、平成 28 年度に創設されました。

地方公共団体が取り組む地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、最大約 9 割の税の軽減効果を受けられる制度です。

同制度を活用して、これまで地域産業を支える人材育成や農地や空き家を活用した観光振興など、多種多様な事業が全国各地で展開されております。

また、今般、地方公共団体が企業から企業版ふるさと納税に係る寄附とあわせて、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事する専門的な知識やノウハウを有する人材を受け入れることを促進し、地方創生の取組をより一層充実・強化するため、人材派遣を伴う「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」という新たな類型を設けました。

つきましては、企業版ふるさと納税の今後のより一層の活用促進を図るため、別添のとおり資料を送付させていただきますので、貴連合会におかれましても、会員企業様へ御案内いただきますようお願い申し上げます。

同制度については、以下のサイトに掲載しておりますので、御覧ください。

（企業版ふるさと納税ポータルサイト）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

【問合せ先】
内閣府地方創生推進事務局
Tel : 03-6257-1421
Mail : kigyou-furusato@cas.go.jp

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

詳しくは、

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索



https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話：03-6257-1421

メール：kigyou-furusato@cas.go.jp

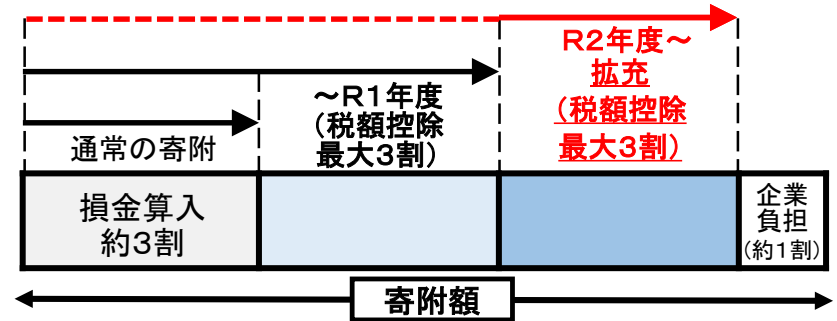
企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

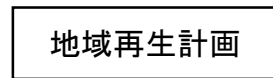
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

- ①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



- ②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成



- ④寄附



企業

- ⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



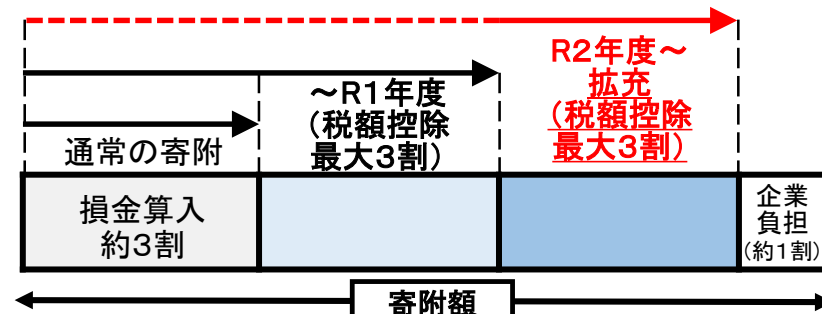
国
(法人税)

地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しを実施する。

改正のポイント

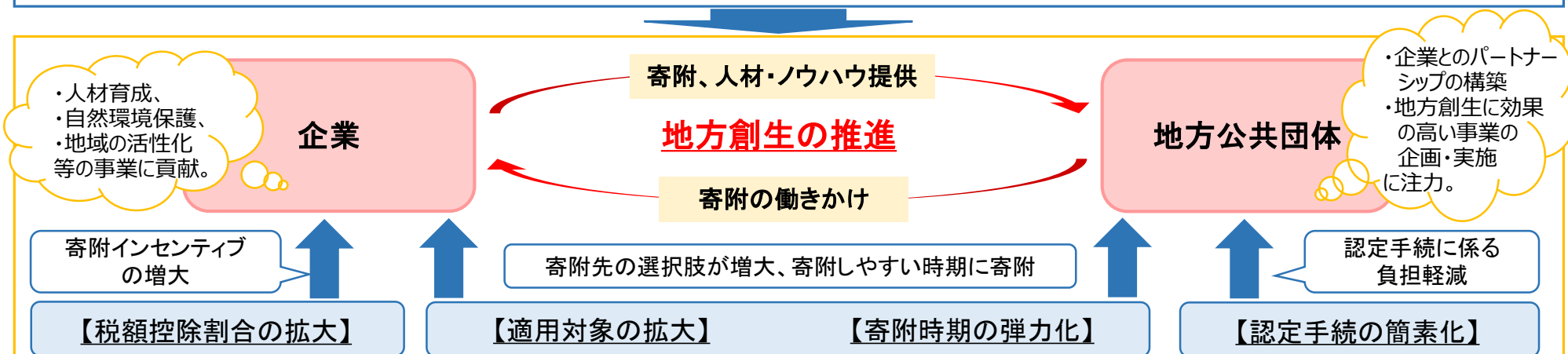
- 以下の見直しを行った上、**適用期限を5年間延長（令和6年度まで）**する。
 - 税額控除の割合を**改正前の2倍に引上げ、税の軽減効果を最大約9割（改正前約6割）**に
 - ※ 令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用
 - 地方版総合戦略の抜粋・転記**による地域再生計画の申請・認定を可能に
 - 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**
 - 地域再生計画の認定後、「**寄附（受入れ）の金額の目安**」の**範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領**を可能に

【税額控除割合の引上げ（イメージ）】



例）1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）



1. 適用期限の延長

税額控除の特例措置を **5年間（令和6年度まで）延長**する。

- 地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、第2期「総合戦略」の策定期間（令和2年度～令和6年度）と合わせ、**税額控除の特例措置を5年間延長**する。
- 延長された期間の途中で効果検証を実施する。

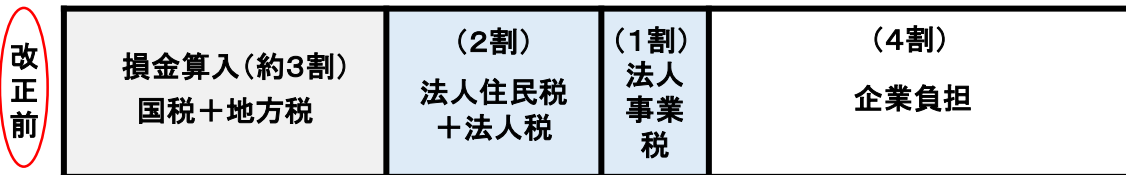
2. 税額控除割合の引上げ

税額控除割合を改正前の3割から6割に引き上げ、損金算入による軽減効果と合わせ、**税の軽減効果を最大約9割**（改正前約6割）とする。

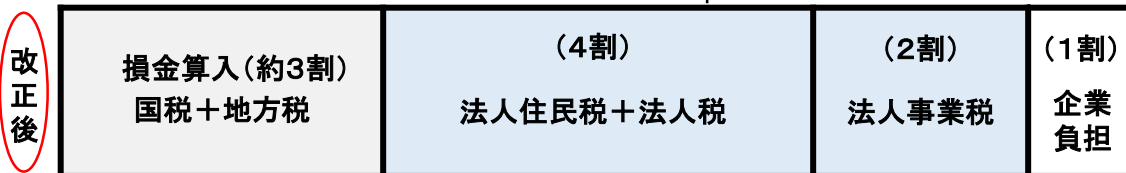
<税目ごとの特例措置>

	改正前(3割)	改正後(6割) <税額控除割合を2倍に>
法人住民税	寄附額の <u>2割</u>	寄附額の <u>4割</u>
法人税	法人住民税で <u>2割</u> に達しない場合、その残額。 ただし、寄附額の1割を限度	法人住民税で <u>4割</u> に達しない場合、その残額。 ただし、寄附額の1割を限度
法人事業税	寄附額の <u>1割</u>	寄附額の <u>2割</u>

※ 税額控除割合の引上げは、令和2年4月1日以後に開始する法人の事業年度から適用される。



拡充(税額控除3割)



<納税額に対する各税目の控除額の上限(据え置き)>
 ①法人住民税：法人住民税法人税割額の20%が上限
 ②法人税：法人税額の5%が上限
 ③法人事業税：法人事業税額の20%が上限



3. 認定手続の簡素化

個別の事業ごとの認定から「**包括的な認定**」とし、地域再生計画の記載事項を抜本的に簡素化する。

→ 地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能となる（変更も基本的には不要。）。

	簡素化前	簡素化後
概要	○ 地方公共団体が、寄附を活用する個別事業ごとに地域再生計画を作成し、国が認定。 ○ 認定段階で個別事業を特定。	○ 地方公共団体が地域再生計画に記載する事業を大括り化（ひとまとめの計画と）し、国が包括的に認定。 ○ 事後報告で個別充当事業を特定。
計画の記載事項	○ 個別事業の特定に必要な内容を記載。 ・ 目標（地域の現状、課題、目標・KPI） ・ 事業（名称、区分、内容（年度ごと）、地方版総合戦略での位置付け、KPI、事業費、寄附見込み、PDCA、期間）等 （参考） 地域再生計画等の文量 6～10ページ程度	○ 抜本的に簡素化。 ・ 「目標」は、地方版総合戦略の内容の転記で可。 ・ 「事業内容」は、大括り化した事業とし、想定事業例を記載。（具体的な事業内容は地方版総合戦略のとおり） ・ 「KPI」は、地方版総合戦略の基本目標の転記で可。 ・ 「事業費」の記載は不要。 ・ 事業の実施と寄附の受領を適切に管理するため、新たに「寄附の金額の目安」を記載。 （参考） 地域再生計画等の文量 2～3ページ程度
認定審査	○ 法第5条第15項に基づき審査。 ・ 地域再生基本方針に適合 ・ 地域再生の実現に相当程度寄与 ・ 円滑かつ確実な実施が見込まれること	○ 簡素化前と同様。
変更手続	○ 新たに個別事業に寄附を充当する場合や年度ごとの事業内容等を変更する場合は、都度認定が必要。	○ 基本的に不要。
事後報告・確認等	○ 個別事業ごとに事業費と寄附額を報告。 ○ 寄附額が事業費の範囲内であることを確認。	○ 毎年度、個別充当事業ごとに事業費、寄附額、地方版総合戦略に基づくことを報告。 ○ 充当事業が大括り化した事業に含まれること、寄附額が事業費の範囲内であることを確認。
認定の取消事由	○ 右の場合について特段明確化していない。	○ 以下の事項等を義務付けるとともに、違反した場合には、計画認定の取消事由に該当する旨を明確化。〔府令又は地域再生基本方針の改正〕 ・ 事業を適切に実施すること（「寄附額≦事業費」の管理等） ・ 寄附企業に対し寄附の見返りとして経済的利益の供与を行わないこと

3. 認定手続の簡素化＜地域再生計画の記載イメージ（主な項目）＞

＜事業の内容について＞

- 地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載）で足りる。

※ なお、地方版総合戦略において、基本目標・基本的方向に紐付く施策の概要に関する記載がある場合は、当該記載と同一として差し支えない。

【地域再生計画の記載イメージ（抜粋）】

① 事業の名称：○○事業

- ア 安定したしごとを創出する事業
- イ 新しいひとの流れをつくる事業
- ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業

＜簡素化前＞※個別事業を特定。

- ① 事業の名称：森林資源活用プロジェクト
 - ア 体験型森林ツーリズム事業
 - イ 木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業

＜事業費について＞

- 事業費の記載は不要。
- この場合にも、地方公共団体は、最終的に寄附額が事業費を超えないよう、適切に事業を実施・管理する必要。

＜数値目標について＞

- 地方版総合戦略の基本目標に係る数値目標と同一の指標でも可。

4. 併用可能な国の補助金・交付金の範囲の拡大

地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金（普通交付税措置のみによる場合も含む。）に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**する。併せて、企業版ふるさと納税と併用する場合に、**優先採択などのインセンティブを付与**する。

- 7府省の80補助金・交付金（令和2年3月末時点）について、企業版ふるさと納税との併用が可能。
- 4省の7補助金・交付金について、インセンティブを付与する。

【併用可能な補助金・交付金】80件

- ・内閣府 : 地方創生関係交付金、子ども・子育て支援整備交付金 等
- ・総務省 : 過疎地域等自立活性化推進交付金 等
- ・文部科学省 : 博物館クラスター推進事業 等
- ・農林水産省 : 農山漁村振興交付金 等
- ・国土交通省 : 地域公共交通確保維持改善事業費補助金、社会資本整備総合交付金 等
- ・環境省 : 自然環境整備交付金、循環型社会形成推進交付金 等
- ・防衛省 : 施設周辺整備助成補助金 等

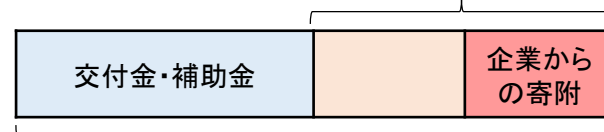
【インセンティブ付与可能な補助金・交付金】7件

- ・内閣府 : 地方創生推進交付金（一定以上の寄附を充当する場合に、事業期間の延長）
- ・文部科学省 : 博物館クラスター推進事業（優先採択）
- ・農林水産省 : 鳥獣被害防止総合対策交付金（優先採択）、農山漁村振興交付金（優先採択）
- ・国土交通省 : 社会資本整備総合交付金（配分に当たり配慮）、
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（採択に当たり配慮）、
防災・安全交付金（配分に当たり配慮）

＜寄附を地方負担分に充てる場合＞

※地方創生関係交付金等と同様

地方負担分



交付対象事業費

※地方財政措置を講ずる際には、企業版ふるさと納税に係る寄附金は、特定財源として取り扱う。

・特別交付税…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に措置率を乗じる。

・地方債…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に充当率を乗じる。

※地方財政措置の中でも、「特別交付税によるもの」や「元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債によるもの」を一覧化しています。普通交付税措置のみによる補助金・交付金については、現行でも併用が認められています。

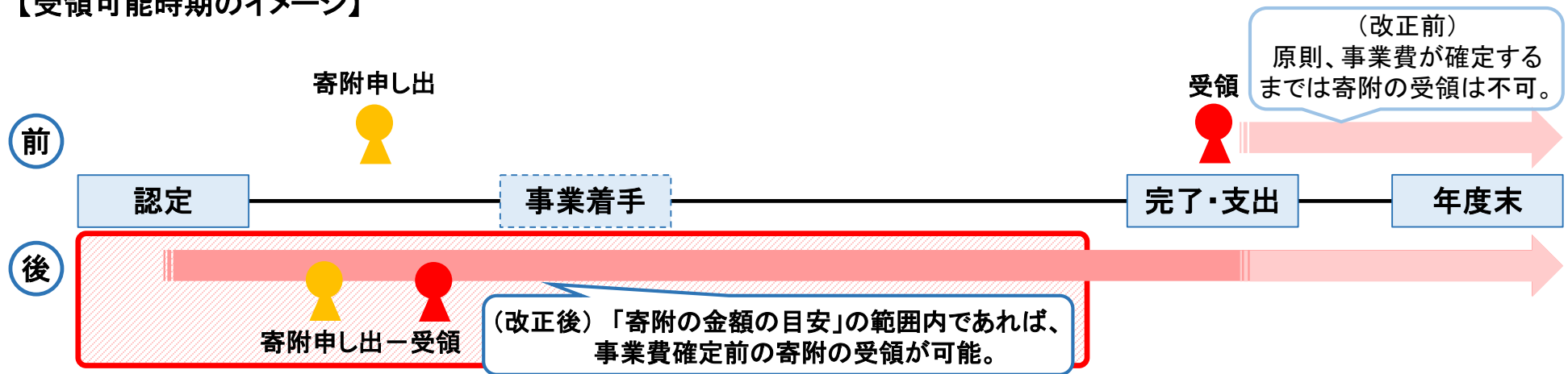
5. 寄附時期の制限の大幅な緩和

地域再生計画の認定後、**「寄附（受入れ）の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領を可能**にする。

- 地方公共団体は、地域再生計画の認定後、**「寄附の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領が可能**。⇒ 当該「目安」を超える寄附を受領する場合は、事業費確定後に事業費の範囲内で受領。

※地方公共団体は、確実に執行が見込まれる額として、「寄附の金額の目安」を設定し、地域再生計画に記載。

【受領可能時期のイメージ】



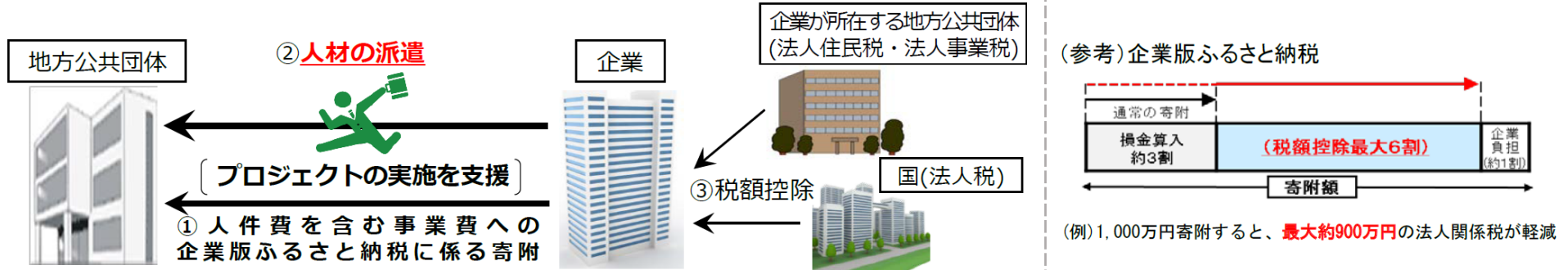
- この場合にも、地方公共団体は、寄附額が事業費を超えないよう、適切に事業を実施・管理する必要。
- 今般の認定手続の簡素化(包括的な認定)により、寄附企業の理解を得た上で、認定を受けている取組に広く寄附金を充当することが可能。

※ なお、地方公共団体が、上記の仕組みを濫用し、故意に事業費を上回る寄附を募るなど悪質な行為を行った場合(事業を適切に実施・管理していない場合)には、認定取消事由に該当する旨を明確化。

企業版ふるさと納税（人材派遣型）

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、**当該企業の人材が**、寄附活用事業に従事する**地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう**

地方公共団体のメリット

- **専門的知識・ノウハウを有する人材が**、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に**人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる**
- **関係人口の創出・拡大**も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の**人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減**を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、**企業のノウハウの活用による地域貢献**がしやすい
- **人材育成の機会**として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 地方公共団体は寄附企業の**人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすること**により透明性を確保
- ・ 寄附企業への**経済的利益供与の禁止**や、地域再生計画に記載する**効果検証の実施**に留意

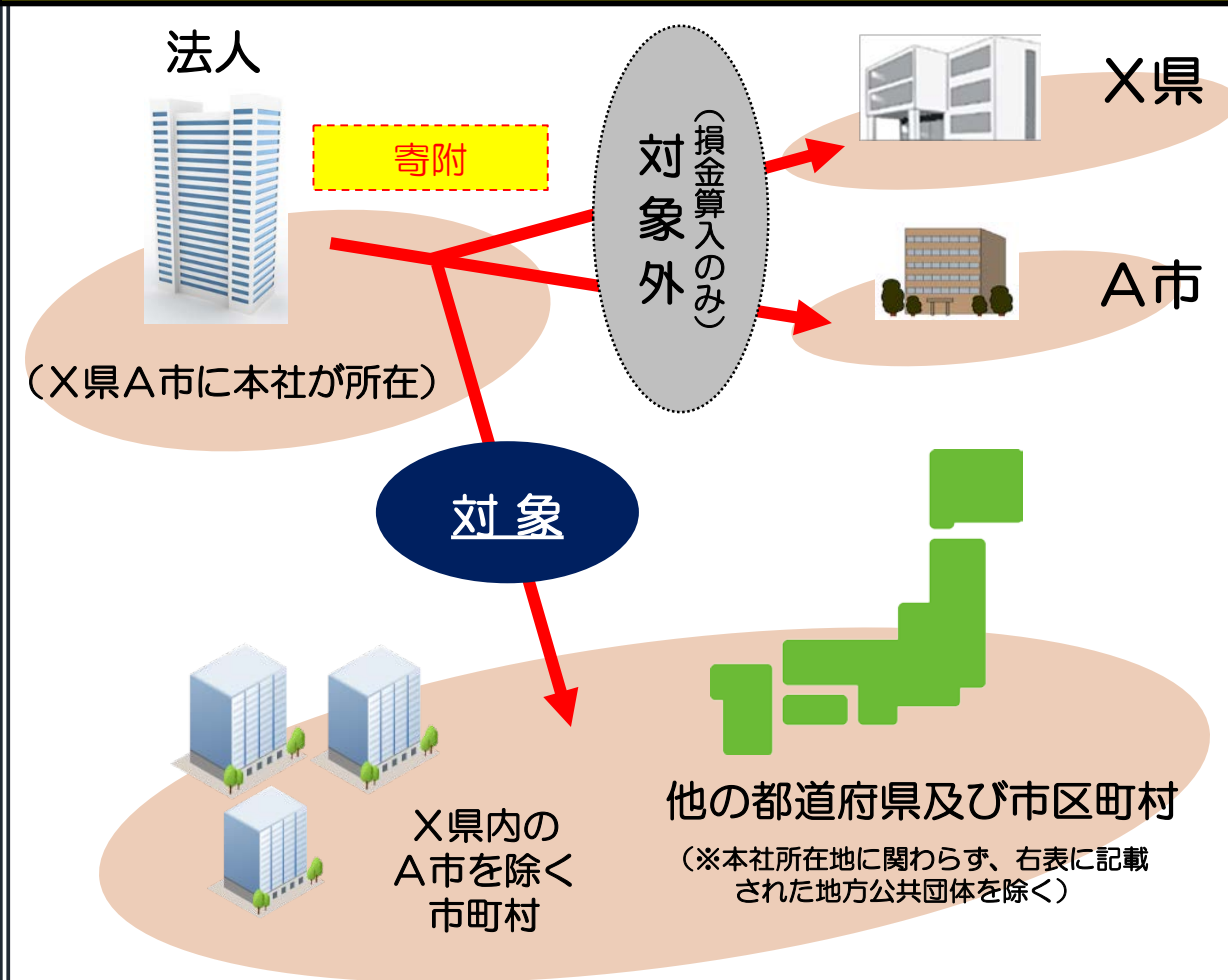
など

「本社」が所在する地方公共団体への寄附について

○「本社」が所在する地方公共団体に対する寄附は、企業版ふるさと納税の対象外（損金算入のみ）。

○「本社」とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」をいう。

（例）X県 A市 に本社が所在する法人 ⇒ X県 と A市 への寄附は対象外



本制度の対象外である地方公共団体
(令和2年度)

1都、23特別区、26市町

都道府県	東京都
市区町村	(茨城県) 守谷市
	(埼玉県) 戸田市、和光市、八潮市、三芳町
	(千葉県) 市川市、浦安市、印西市
	(東京都) 23特別区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、多摩市、瑞穂町
	(神奈川県) 川崎市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、寒川町、中井町、愛川町

- i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
- ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域(※)とされている市区町村
(※)首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

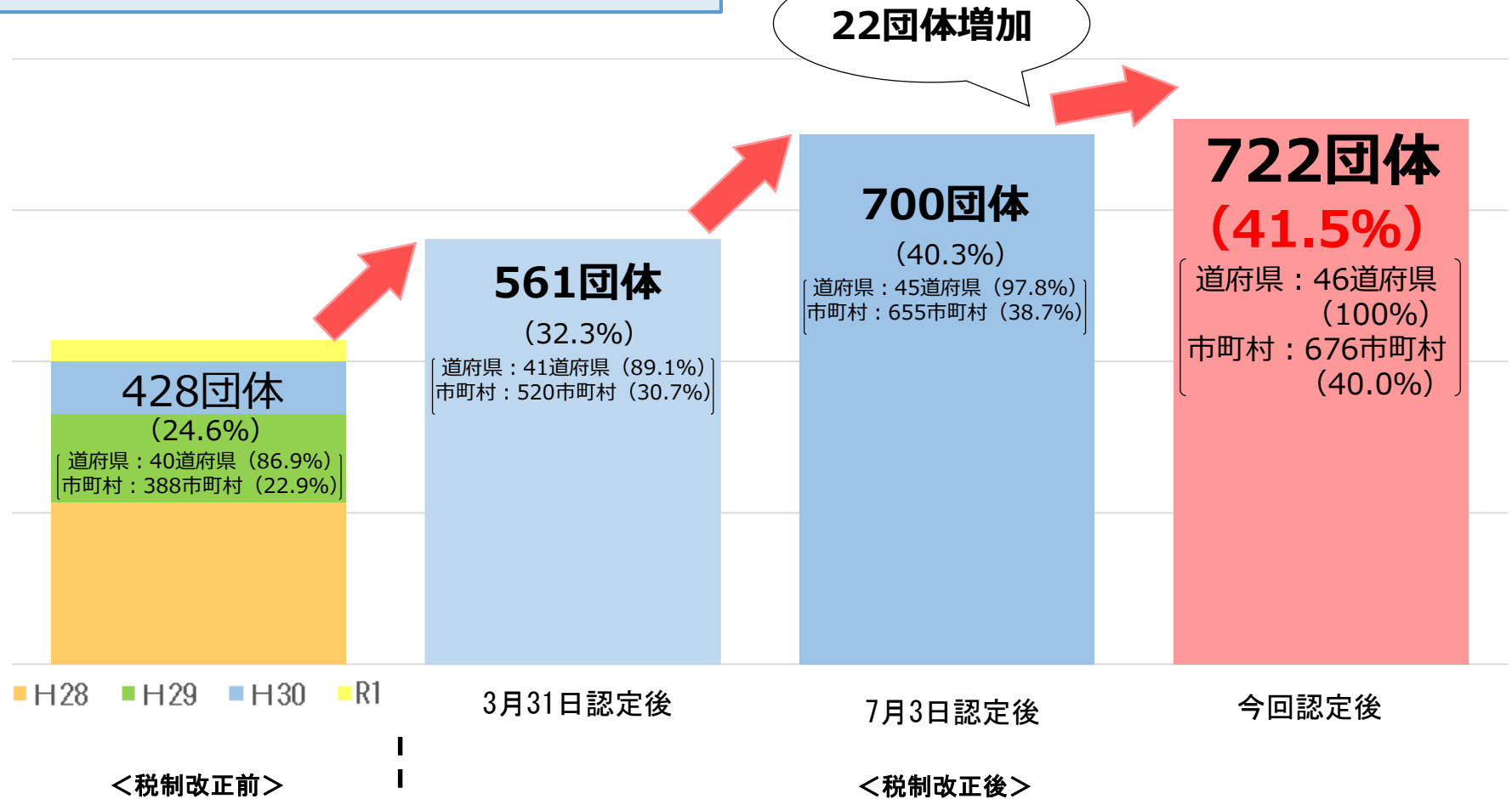
活用団体数の推移（令和2年度第2回認定後）

○令和2年8月21日に企業版ふるさと納税に係る地域再生計画を認定。

○活用団体数は722団体に増加。（道府県の活用率は100%）

※今回の認定は原則、地方創生推進交付金又は拠点整備交付金を併用する地域再生計画が対象。（それ以外は7月に認定済）

活用団体数（計画の認定を受けた団体数）の推移



企業版ふるさと納税 平成28年度～令和元年度寄附実績

事業分野	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		合計	
	寄附件数	寄附額 (百万円)	寄附件数	寄附額 (百万円)	寄附件数	寄附額 (百万円)	寄附件数	寄附額 (百万円)	寄附件数	寄附額 (百万円)
しごと創生	371件	536	989件	1,935	1,063件	2,456	1,017件	2,178	3,440件	7,105
地方への人の流れ	63件	41	152件	192	161件	568	155件	559	531件	1,360
働き方改革	42件	59	56件	113	58件	105	61件	254	217件	530
まちづくり	41件	111	57件	115	77件	346	94件	390	269件	962
合 計	517件	747	1,254件	2,355	1,359件	3,475	1,327件	3,380	4,457件	9,957

《寄附額の分布》

区 分	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1,000万円以上	23件	4%	50件	4%	71件	5%	59件	4%	203件	5%
500万円以上～1,000万円未満	15件	3%	37件	3%	41件	3%	51件	4%	144件	3%
100万円以上～500万円未満	137件	26%	309件	25%	351件	26%	347件	26%	1,144件	26%
うち100万円	94件	18%	195件	16%	223件	16%	220件	17%	732件	16%
50万円以上～100万円未満	78件	15%	151件	12%	163件	12%	155件	12%	547件	12%
10万円以上～50万円未満	264件	51%	707件	56%	733件	54%	715件	54%	2,419件	54%
合 計	517件	100%	1,254件	100%	1,359件	100%	1,327件	100%	4,457件	100%

83%

地方公共団体部門：茨城県境町

〔茨城県境町〕「『河岸のまちさかい』復興プロジェクト～中心市街地空き家・空き店舗再生活用事業～」
(H28～R1) 他3事業

- 中心市街地の活性化及び移住・定住者の獲得のため、**空き家・空き店舗のリフォーム事業及びその活用事業**を実施。シェアオフィスや地元産小麦を使ったパン店などがオープンし、利用者が増加している。その他、環境にやさしい資材を用いた文化施設のリノベーション事業や、ハワイにおいて境町の魅力をアピールする事業等、**寄附企業のアドバイスを得て事業を実施**。
- **町長のトップセールス**により企業と緊密なパートナーシップを構築し、**多額の寄附の獲得**につながっている。

◎ 代表的な寄附企業：小松マテーレ(株)、ロイヤル化粧品(株)

寄附実績：514,500千円

H28年度：6件、77,000千円（第1位）
H29年度：12件、132,600千円（第3位）
H30年度：11件、304,900千円（第3位）

空き家のリノベーションの様子
上：リノベーション前
下：リノベーション後



地方公共団体部門：群馬県下仁田町

〔群馬県下仁田町〕「ねごとこんにやく下仁田奨学金事業～金融機関と連携した教育制度の充実施策～」
(H29～R1)

- 町と包括連携協定を結んだ金融機関の協力を得て、一般の教育ローンより有利な利率であり、**卒業後に町内に定着すると実質全額補助となる奨学ローン**を開発し、**進学で町外へ流出した人材のUターン就職**へつなげる取組を実施。
- 2社の**寄附企業と「地方創生応援税制等に関する協定書」**を締結し、取組の実績に応じ、**継続した寄附等の支援を得ている**。

◎ 代表的な寄附企業：巴工業(株)、(株)関越物産

寄附実績：5,900千円

H29年度：5件、3,300千円
H30年度：7件、2,600千円



奨学金パンフレット（表紙）

令和元年度大臣表彰事例

企業部門：小松マテーレ 株式会社

〔石川県小松市〕「『九谷焼の明日を拓くプロジェクト』～九谷を支える、ものづくり・ひとづくり～」
(H28～H30)

- 九谷焼産業全体の新たな雇用創出・振興や観光・交流を推進するため、九谷焼に関する全ての工程を見学・体験でき、人材育成と産業観光を一体的に実施する施設「**九谷セラミック・ラボラトリー**」として製土所の再整備を実施。小松マテーレは、**建材に炭素繊維を提供し機能性の高い素材の活用方法を提案**するなど様々な助言を行い、協働して事業を実施している。
- ◎ 代表的な寄附企業：小松マテーレ(株)
寄附実績：180,200千円（うち小松マテーレ(株)：180,000千円）



九谷セラミック・ラボラトリー
(令和元年5月オープン)

企業部門：株式会社 ディスコ

〔広島県呉市〕「住みたい行きたいまちづくり事業～平成30年7月豪雨災害からの復興に向けて～」
(H30～R1)

- 平成30年7月豪雨災害により被災した呉市を以前にも増して災害に強い幸せで魅力的な都市として復興し、被災による人口の流出を抑えるとともに、観光客が訪れてみたいと思えるような交流都市を目指すため、**被災者への借り上げ住宅の提供・中古住宅取得の助成や、観光施設の改修・復興イベントの開催等の取組**を実施。企業版ふるさと納税を活用することで、**企業が被災地の復旧・復興に積極的に貢献できるモデルケース**となっている。
- ◎ 寄附企業：(株)ディスコ
寄附実績：250,000千円



復興プロモーション活動の様子

企業部門：株式会社 長谷工コーポレーション

〔奈良県明日香村〕「飛鳥駅周辺の魅力強化プロジェクト」(H30～R1)

- 飛鳥駅周辺の観光周遊性を高めるため、^{けんごしづかこふん}**牽牛子塚古墳の復元・再整備等**を実施。
- (株)長谷工コーポレーションは、**官民連携に関する包括協定書を締結し、空き家による宿泊施設創出事業や貸し農園事業等**に取り組んでいる。また、寄附を契機として、**社員を明日香村に派遣**するなどパートナーシップを構築している。
- ◎ 代表的な寄附企業：(株)長谷工コーポレーション（令和元年度も30,000千円を寄附）
寄附実績：31,100千円（うち(株)長谷工コーポレーション30,000千円）



牽牛子塚古墳の復元・再整備後の完成想像図

平成30年度大臣表彰事例

北海道夕張市 「コンパクトシティの推進加速化と地域資源エネルギー調査」(H28～H31)

- 主要幹線を中心にある地区に児童館、図書館等の多機能を備えた複合型拠点施設の整備等を実施。
- ◎ 寄附企業：(株)ニトリホールディングス（4年間で計5億円を寄附）



複合施設外観イメージ

秋田県 「世界遺産白神山地の保全を通じて「高質な田舎」を実現するプロジェクト」(H28～H31)

- 世界遺産白神山地における自然体験ツアーの開催や白神ガイドの育成・登山道の改修等を実施。
- ◎ 代表的な寄附企業：(株)アルビオン



子どもたち向け
自然体験ツアーの様子

岐阜県 「航空宇宙産業を支えるまち・ひと・しごと創生計画」(H28～H31) 岐阜県各務原市 「博物館を核とした航空宇宙産業都市魅力向上事業」(H28～H31)

- 航空宇宙産業人材の育成・確保を図るため、航空宇宙科学博物館の魅力向上・機能強化等を実施。
 - ＜岐阜県＞ 博物館における宇宙教育プログラムの新規開発
 - ＜岐阜県各務原市＞ 博物館の改築や企画展の開催
- ◎ 代表的な寄附企業：川崎重工業(株)、APCエアロスパシャルティ(株)



航空エリア（実機展示場）

岡山県玉野市 「たまの版地方創生人財育成プロジェクト」(H29～H31)

- 地域の産業人材を育成するため、市立玉野商業高等学校において工業系学科の新設等を実施。
- ◎ 代表的な寄附企業：(株)三井E&Sホールディングス（H29に6,500万円を寄附）



(株)三井E&Sホールディングスの研修施設を活用した授業

※ 赤字は、平成30年度企業版ふるさと納税に関する地方創生担当大臣表彰の受賞団体。

企業版ふるさと納税を活用したコロナ対応事例

○ 山形県山形市（山形市まち・ひと・しごと創生推進計画）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により公演機会が減少した山形交響楽団への支援。

◎寄附企業：㈱コンピュータシステム研究所（宮城県仙台市）

寄附の経緯：寄附企業の社長が山形市出身。

○ 神奈川県（神奈川県まち・ひと・しごと創生推進計画）

- ・医療、福祉従事者に広く感謝と労いの気持ちを伝えるため、医療機関、福祉施設にメッセージを添えた県産品等を贈呈。

◎寄附企業：㈱ヤオコー（埼玉県川越市）

寄附額：3,000万円

寄附の経緯：県内に店舗あり。

○ 岡山県浅口市（天文のまちあさくちまち・ひと・しごと創生推進計画）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民に対する支援事業として、水道料金免除事業、コロナに負けるな！商品券事業、児童扶養手当受給者支援金給付事業等を実施。

◎寄附企業：明星産商めいせいさんしょう㈱（高知県南国市）

寄附額：100万円

寄附の経緯：市内に寄附企業の工場あり。

○ 大阪府（大阪府まち・ひと・しごと創生推進計画）

- ・医療従事者等へ感謝と応援の気持ちを届けるため、クオカードやお礼状の配布。

◎寄附企業：明治安田生命保険相互会社（東京都千代田区）等＜約30社から申し出あり＞

寄附額：5,000万円

寄附の経緯：大阪府がホームページで事業内容を公表したところ、本事業に賛同し寄附の申し出に至る。

会員企業の取組事例

長野県宮田村

「中央アルプスジオパーク化に向けた観光地再生事業及び宮田ブランド化事業」(H29～R1)

- 中央アルプス駒ヶ岳周辺の登山道等の整備による交流人口の増加や農産物のブランドを進め、6次産業化からの産業の振興を図る。
- ◎ 代表的な寄附企業：(株)ヤマウラ ほか

中央アルプス駒ヶ岳



新潟県上越市

「国登録有形文化財小林古径邸を活かした芸術文化拠点の創生～小林古径記念美術館増改築事業」(H30～R1)

- 小林古径邸敷地内に小林古径記念美術館を増改築し、国登録有形文化財を活用した美術館を整備する。
- ◎ 代表的な寄附企業：(株)加賀田組 ほか

小林古径記念美術館



岩手県洋野町 「南部もぐり養成応援プロジェクト」(H30～R1)

- 岩手県立種市高等学校において、県内外からの入学者を広く受け入れる学生寮を運営するとともに、地元企業でのインターンシップ等を実施するほか、町の伝統産業である「南部もぐり」の実演を首都圏の水族館等で実施する。
- ◎ 代表的な寄附企業：五洋建設(株)、東亜建設工業(株) ほか

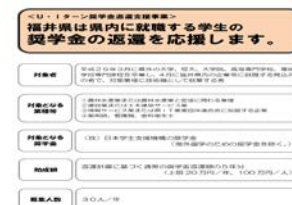
南部もぐり



福井県 「福井県U・Iターン奨学金返還支援計画」(H28～R1)

- 奨学金の貸与者である県外大学等卒業者が福井県内に就職した場合の返還支援により、若者の県内就職・定着の促進を図る。
- ◎ 代表的な寄附企業：前田建設工業(株) ほか

事業案内チラシ



ふるさと納税10億円

信金中金、地域創生事業に

信金中央金庫は全国の信用金庫の本店所在地がある最大100の地方自治体の地域創生事業を対象に合計10億円を寄付する。地域経済を活性化するため、地元の信用金庫とともに地方自治体の地域創生事業を支援する。寄付は税負担を軽減できる「企業版ふるさと納税」を活用する。

新たに始める地域創生推進事業は「SCBふるさと応援団」。実施期間は2020年度から3年間で、1事業につき1千万円を限度に寄付する。信

地方自治体の申請と各地の信用金庫からの推薦を受けて審査し、事業を選定する。

企業版ふるさと納税を活用したSDGsの推進について

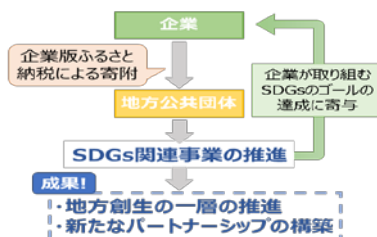
- 内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、**官民連携の場**として、2018年8月31日に「**地方創生SDGs官民連携プラットフォーム**」を設置。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
SDGsの17の目標



- 会員数：1,962団体（2020年6月末時点）
〔 都道府県及び市区町村：631団体 ／ 関係府省庁：13団体 ／ 民間団体等：1,318団体 〕
- 会員からのテーマ提案に基づき分科会を設置（2020年5月末時点：35分科会）。

- SDGsの17の目標のうち「11 住み続けられるまちづくりを」は、地方創生に深く関連。
- 地方公共団体における地方創生の取組の多くは、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも寄与。
- 特に、企業版ふるさと納税の活用事例は、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に通じるもの。



企業版ふるさと納税 分科会（企業49団体、地方公共団体69団体 ※R2.6時点）

目 的	地方公共団体が実施するSDGs関連事業において企業版ふるさと納税を活用し、 企業と地方公共団体がwin-winの関係を構築 するために必要な取組について検討する。
課 題	○ SDGs関連事業に取り組む企業が企業版ふるさと納税を活用するメリットの周知。 ○ SDGs関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチングの機会の創出。

- 2019年度開催実績

2019年8月開催 自治体6団体、企業11団体	} 合計 自治体76団体、企業77団体
2019年11月開催 自治体33団体、企業27団体	
2020年2月開催 自治体37団体、企業39団体	
- 2020年度開催予定

東武トップツアーズ(株)に運営委託

合計6回程度開催。第1回：8月26日（WEB開催） 自治体72団体、企業35団体
 第2回：10月1日（WEB開催） 自治体147団体 ※自治体向けセミナー
 第3回：10月29日（WEB開催）